

和泉広協第941号
令和6年8月20日

大阪社会保障推進協議会
会長 安達 克郎 様

和泉市長 辻 宏康



平素は、本市の行政各般にわたり、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、令和6年6月25日付け及び7月11日付けでご要望のありました件について、下記のとおり回答致します。

記

2024年度自治体キャラバン行動要望項目

1. 職員問題

- ① 大阪府内自治体の職員の非正規率は異常であり（全国平均20%）、緊急時・災害時に住民救済にこたえられないのは明白である。職員数を増やし、正規職員での採用を行うこと。

【回答】

緊急時・災害時の対応を含め、効率的・効果的な行政運営のため、業務内容及び今後の事業予定に応じて、正規職員に加え、任期付職員、会計年度任用職員を採用していきます。

- ② 大阪社保協調査によると各市町村の理事者・管理職等のジェンダーバランスが男性に偏り異常である。特に社会保障の担い手の多くは女性であり、さらに子育て・教育・介護等の担い手の多くは女性であるため、女性たちのニーズを的確にとらえ政策化するためには、女性の管理職を増やすことが必須。ジェンダーバランスが偏っていることの理由を明らかにし、積極的な女性の登用を行うこと。

【回答】

市の一般行政職における女性管理職の割合は20.4%で、昨年度の19.0%から増加しています。今後も引き続き積極的な女性管理職の登用に取り組んでいきます。

- ③ 大阪には多くの外国人が住んでいる（現時点での外国人人口と国別内訳をまずご提示いただきたい）にもかかわらず、大阪社保協調査でもなんら外国人対応をしていない市町村が多い。また、日本が読めて書ける人でなければ対応できない申請用紙が殆どである。ポケトークなどの変換器などの機器では実際の現場では行政用語の変換が難しい。日本語が話せない、読めない書けない

外国人のために役所及び区役所に少なくとも数名の外国語対応ができる職員を配置すること。現時点での外国語対応ができる職員数を明らかにすること。

【回答】

様々な行政ニーズに対応できるよう、適材適所の人事配置に努めています。外国語対応できる職員の集計は行っていません。

2. こども・シングルマザー等貧困対策及び子育て支援について

- ① 2023年度大阪府子どもの生活実態調査と同時に実態調査を行った18自治体においては、その報告書をホームページですぐに検索できるように工夫しアップすること。

【回答】

子どもの生活実態調査については、昨年9月に大阪府と共同実施しています。報告書については、市ホームページに掲載します。

- ② 子どもの生活実態調査報告で2016年度調査に比べ中央値が上がっているにもかかわらず「困窮Ⅰ世帯」の子どもたちの状況が悪くなっている事態をふまえ以下について要望する。
イ、就学援助受給率の低さが課題となっており申請そのものを簡素化し、オンライン申請なども取り入れること。中学生の子ども世帯の困窮が深刻となっており、国基準に上乗せして支給額を増やすこと。

【回答】

就学援助については、令和4年度よりオンライン申請を実施し、簡素化を図っています。

今後も、全児童生徒に配付する案内文や市ホームページにおいて、制度の周知に努めます。

支給額については、生活保護法に規定する要保護者の国基準に準じ、支給しています。

ロ、朝ごはんを食べていない子どもたちの状況が指摘されている。地域の子ども食堂やNPO組織、ボランティア団体などと協力し学校での朝ごはん会が実施できるよう制度化すること。

【回答】

朝食を食べていない子どもの成長への影響などが懸念されているところですが、家庭での親子関係の構築や生活習慣の醸成など、解決に必要な支援の手法については、大阪府や他市の動向を注視していきます。

ハ、大阪府「子ども食費支援事業」にとどまらず、自治体独自の低所得世帯への食糧支援を実施すること。ボランティア団体などが実施しているフードバンク・フードパントリーに学校の空き教室や講堂・体育館等を無償提供して協力すること。

【回答】

子どもの居場所づくりの推進に向けた取り組みとして、市が把握している「こども食堂」や活動の意向がある住民グループ等とネットワーク会議を実施し、国や大阪府の補助金や食材支援の紹介、立ち上げに際するノウハウや周知などの支援とともに、企業からの食材調達ができるよう配達費を予算化しています。

今後も地域関係者へヒアリング等を通じたニーズ把握を行い、社会資源開発の手法などについて検討していきます。

ニ、児童扶養手当の申請時及び8月の現況届提出時にプライバシーに留意し人権侵害を行わないこと。手続きを簡素化し受給へのハードルを低くすること。DVに関連した離婚については詳細な聞き取りを行うことでフラッシュバックを引き起こし最悪乖離等の状況になる危険性もありうるため細心の配慮を行うこと。面接時に他の制度(生活保護のしおりや奨学金情報等)の紹介を行うこと。外国語対応もを行うこと。

【回答】

児童扶養手当申請時及び現況届提出時には、申請に必要でない聞き取りをせずにプライバシーに配慮した対応をしています。また、面接時に他の制度の紹介も行っています。
外国語対応については、翻訳機を準備して対応しています。

③ 子ども及びひとり親の医療費助成制度の窓口負担を無料にすること。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にすること。妊産婦医療費助成制度を創設すること。

【回答】

子ども医療費助成制度については、大阪府の制度では、所得制限を設け小学校就学前までの助成としているところ、市では、令和3年4月診療分から、これまでの中学生3年生から年度末年齢18歳まで対象年齢を拡充しました。あわせて、限られた財源の中で対象を拡充するうえで検討した結果、食事費用は入院の有無にかかわらず必要となることから、入院時食事療養費助成については廃止しました。無償化ならびに助成制度については、国・大阪府の動向を鑑み、他の子育て施策も勘案しながら検討課題のひとつとしていきます。

④ 小中学校の給食を自校式で実施し、給食費を恒久的に無償化すること。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化すること。

【回答】

市では、自校調理方式による給食を市内全校で提供しています。

次に、学校給食費について、令和5年度・令和6年度において、物価高騰により必要となった学校給食費の増額分について市が補助を行い、保護者負担の軽減を図っています。給食費については、適宜、必要な措置を講じていきます。

⑤ 学校歯科検診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況と、「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。「口腔崩壊」状態の児童・生徒が確実に受診できるよう、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員ら第3者による付き添い受診を制度化すること。

【回答】

市では、学校歯科検診の結果把握に努めており、未受診者対策として、リーフレットの作成など保護者への啓発に取り組んでいます。

現状、スクールソーシャルワーカーによる付き添い受診は、基本的に保護者同意の上で実施を

します。スクールソーシャルワーカーが受診同行等の支援を円滑に実施できるよう学校におけるチーム支援体制づくりを推進しています。しかし、市におけるスクールソーシャルワーカーの勤務状況を踏まえると、受診に継続的に同行することは難しいため、今後もスクールソーシャルワーカーの配置時間を拡充し、受診に同行することができる体制構築を推進します。

- ⑥ 児童・生徒の口腔内の健康を守るため全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物洗口に取り組むこと。

【回答】

児童生徒が歯みがきしやすい環境づくりなど、学校や関係機関等と連携し、予防歯科に取り組んでいきます。

- ⑦ 障がい児（者）が身近な地域で安心して健診や治療を受けられるよう、一次医療圏に所在する障がい児（者）歯科診療施設を案内するリーフレットなどを作成すること。

【回答】

障がい福祉課が発行している「障がい福祉ガイドブック」に、大阪府内の障がい者歯科診療施設のホームページのリンク（二次元コード）を掲載しています。

- ⑧ 最新の奨学金パンフレットを作成するとともに自治体独自の給付型奨学金制度を創設・拡充すること。

【回答】

市では、授業料支援制度とともに、大阪府育英会、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度といった各種奨学金制度を掲載したパンフレットを毎年作成し、学校から対象すべての子どもを通じ、保護者へ配布しています。

また、「和泉市子どもの夢応援奨学金」として、給付型奨学金制度を設置しています。

- ⑨ 公営住宅(府営住宅以外)の全戸数と最新の空家数をご教示いただくとともに、「ハウジングファースト」の考え方のもと、空家の目的外使用により家を失った学生、若者、シングルマザー、高齢者などへのシェアハウス等の提供などに取り組んでいる支援団体に無料または安価で貸し出すこと。

【回答】

市営住宅の管理戸数は2,170戸で、令和6年7月1日現在で699戸が空き家となっていますが、その多くは老朽化や耐震性の課題により一般募集ができない住戸であることから、集約建替することが決定しているため政策的に空き家としているものです。シェアハウス等への目的外使用については、住宅の確保、施策実施の判断などが必要となりますので、今後調整に努めていきます。

- ⑩ 保育士および学童保育指導員等確保のために全国で広がっている家賃補助制度や奨学金返済支援制度等独自制度を実施すること。

【回答】

保育士および学童保育指導員等の保育人材確保については課題であると認識しており、保育人材確保策について、他の職種とのバランス等を勘案し検討していきます。

- ⑪ 役所、保健福祉センター、福社会館、公民館、青少年ホーム、女性センター等すべての公的な施設でフリーWi-Fiにアクセスできるようにすること。

【回答】

・本庁

令和3年5月の庁舎本館完成に伴い、本館1階及び2階に来庁者向けの無料の公衆Wi-Fiを整備しています。

・保健福祉センター

今後、必要に応じてフリーWi-Fiへのアクセス環境を整備すること等について、検討していきます。

・和泉市立青少年の家

施設利用者が利用するための、フリーWi-Fiを設置しており、利用者に対し、快適なインターネット環境を整備しています。

・青少年センター

青少年の教養を高め、その健全育成に資する施設として、主に小中学生を対象とした講習講座等の実施や園庭・教室等の施設開放、小学校放課後児童の居場所づくり（保育等）を実施しています。

のことから、センター内への通信機器等の持ち込みは禁止しており、現時点ではWi-Fiの導入予定はございません。

・南部リージョンセンター及び北部リージョンセンター

定期的な貸室利用を促進するために、一部の貸室でWi-Fi環境を整備しており、貸室利用者は無料でWi-Fiを利用することができます。

- ⑫ 万博予定地の夢洲は、下水汚泥など96万トンが埋め立てられた島であり、メタンなどの可燃性ガスが発生し続けており3月28日の万博会場工事におけるガス爆発事故は、汚泥を埋め立てた人工島の表面をアスファルトやコンクリートなどで覆って多くの人を集めるイベントを開催する会場とするにはあまりにも危険であることを証明した。また、駐車場からゲートまで片道30分の道のりに屋根はなく、炎天下や大雨の中を歩かなければならない。となりのカジノ建設現場からは有害物質を含む粉塵が舞い上がっている。子どもたちが学校ごとにまとまって弁当を食べる屋根付きの場所は限られており炎天下で弁当をとらざるを得なくなる学校も出てくる可能性がある。子どもたちのいのちを守る、安全を確保する具体的な方策が示されていない中で学校行事として万博に子どもの参加をさせないこと。

【回答】

万博への無料招待事業の趣旨は、「未来社会の先進的な技術やサービスに直接触れてもらうことによって、将来の夢や希望を感じとてもらえるよう、大阪の児童・生徒を万博会場へ無料で

招待し、その際、家庭環境に関わらず、より多くの児童・生徒に来場の機会を提供するため、学校・学年単位で来場していただく」と大阪府から示されており、市としてはその趣旨については賛同しています。

しかし、指摘の通り懸念事項があることは事実であり、今後は最新情報をもとに、市教育委員会としての方針を示したうえで、「いのち輝く未来社会のデザイン」の理念を、和泉の子どもたちが体験できる機会の確保に向け、学校とともに対応を検討していきます。

3. 医療・公衆衛生

① 国が進めるマイナンバーカードと健康保険証の原則一体化(マイナ保険証)の方針に基づき、本年 12 月 2 日より、現行の健康保険証が廃止される(1 年の経過措置あり)。この間のマイナ保険証を巡っては現在も医療現場ではトラブルが続いている。また、国民健康保険を担当する自治体職員の業務も通常の多忙な業務に加え、「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」などの発行・発送や電子証明書の有効期限が切れた方への対応など次から次へと新たな対応を自治体に求めてくる。こうしたことを受け、全国の自治体で「現行の健康保険証の存続を求める意見書」採択が広がっている。貴自治体においても「意見書」など国に対して現行の健康保険証の存続を求める意見・要望を上げること。

見本／東京保険医協会ホームページに小金井市、調布市の「意見書」PDFが掲載

[保険証存続を求める協会陳情 調布・小金井2市で採択 | 東京保険医協会 \(hokeni.org\)](#)

【回答】

健康保険証廃止については、市民および医療現場に混乱を招かないよう、分かりやすい情報提供や丁寧な対応を行っていきます。また、健康保険証廃止後においても、被保険者が必要な医療を受ける機会が損なわれることがないよう「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を漏れなく交付し、適切に対応していきます。

② 新型コロナウイルス感染症が 5 類の扱いとなったが未だに終息していない。また、麻疹や結核など新型コロナ以外の感染症も増加に傾向にあり、医療現場では緊張が高まっており、トータルの感染症対策の構築が求められている。大阪府は第 8 次医療計画を発表したが、新型コロナウイルス感染症パンデミック時のように再び保健所の業務逼迫で感染者への対応が遅れるという事態を生まないためにも、新興感染症対策も含めたまた、精神保健、母子保健など保健所・保健師の多岐にわたる役割・事業が滞ることの無いよう、二次医療圏内での保健医療協議会の議論などで、保健所職員など公衆衛生分野の正規職員を増やすことを強く求めること。

【回答】

今後、大阪府において、保健所・保健師の多岐にわたる役割・事業が滞ることの無いよう、必要に応じて、正規職員を増やすこと等について大阪府に要望していきます。

③ PFAS の実態を把握するために各市町村が住民の血液検査、土壌検査を実施すること。さらに市町村が実施する PFAS 対策に大阪府が財政支援を行うよう要請すること。住民が自主的に実施する血液検査への公的助成を行うこと。「PFAS 相談窓口」を設置し周知徹底すること。

【回答】

法に基づく土壤調査の契機としては、法で定める「特定有害物質」を使用していた施設等を廃止した場合や、一定規模以上の土地を形質変更するときに、「特定有害物質」による汚染のおそれがあると認められた場合があります。市が所有する土地については、法を順守するとともに、市民・事業者には、市ホームページ等で引き続き土壤汚染対策について周知を行っていきます。

4. 国民健康保険

- ① 2024 年度からの大阪府統一国保は際限なき国保料の引き上げを引き起こし、自治体が長年の国保行政で積み上げてきた「払える保険料」のための減免制度が廃止となり、被保険者は大きな被害を受けることとなる。各市町村は国保が貧困を拡大している現実から目をそらさず、統一の問題点を強く大阪府に意見すること。また、基金を積み上げている自治体は保険料引き下げのために活用すること。大阪府が市町村独自の基金に口を出すことは地方財政法違反であることを認識すること。

【回答】

保険料の引き上げについては、市民の方から多くの声があります。また、基金については現時点で残高に余裕がある状況ではありませんが、今後も収納率の向上に取り組むとともに、大阪府との協議の場において、基金の活用も含めた保険料の抑制に関して引き続き声を上げていく予定です。

- ② 18 歳までの子どもの均等割を無料に、傷病手当を大阪府全体で実施するとともに国に対し制度化するよう意見をだすこと。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを独自に作成し周知を行い申請を促す手立てを工夫すること。様々な申請についてはメール申請・オンライン申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにすること。

【回答】

子どもの均等割については、國の方針により令和4年度から2分の1減額を実施していますが、制度の拡充について全国市長会を通じて国に要望しています。

国民健康保険における傷病手当金の実施については、被保険者の就業形態が多様であること、また、年金受給者や無職の人も多く加入していることから受益と負担の公平性の確保や財源確保の課題を抱えています。今後も國の動向を注視していきます。

傷病手当や減免等の制度については、市広報紙や市ホームページ等を活用し、周知を図っています。

また、国民健康保険に関するいずれの申請書も市ホームページからダウンロードが可能であり、一部、オンライン申請や郵送による申請も受け付けしていますが、適宜、オンライン申請の受け付けが可能となるよう準備していきます。

- ③ 3月の大坂社保協調査ではマイナンバー保険証の有効期限について自治体は全く把握していないとの結果となった。こうした状況も踏まえ 2025 年 10 月の保険証切り替え時には被保険者全員に「資格確認証」を送付すること。

【回答】

健康保険証の廃止後は、マイナンバーカードによる被保険者の資格確認を基本とし、それにより資格確認を受けることができない状況にある者については、「資格確認書」により資格確認をすることとなっています。

「資格確認書」については、原則、本人の申請により交付することとされていますが、当分の間、健康保険証の利用登録済みのマイナンバーカードを保有していない者その他保険者が必要と認めた者には職権による交付が認められているものであり、健康保険証利用登録済みのマイナンバーカードを保有している被保険者には、「資格情報のお知らせ」を交付することとなります。

なお、健康保険証利用登録済みのマイナンバーカードを保有している被保険者については、本人の申請により「資格確認書」を交付することが可能です。申請にあたっては、国の通知等に留意のうえ、被保険者に過度な負担とならないよう対応を検討いたします。

④ 国民健康保険料の決定通知・納付票・国保のしおり等の外国語対応をすること。

【回答】

国民健康保険料の決定通知・納付票・国保のしおり等の外国語対応については、外国語による説明文を掲載するスペースの確保や対象とする外国語の範囲等課題がありますが、今後も対応について検討していきます。なお、窓口対応においては、イラストと外国語を併記して相談内容を把握するためのコミュニケーションボードや翻訳機を導入し、国民健康保険料の納付をはじめとする外国人の方からの相談対応の一助となる手段を講じています。

5. 特定健診・がん検診・歯科健診等

① 特定健診・がん検診については、全国平均と比較して大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。特定健診・市民健診の案内等外国語対応をすること。

【回答】

特定健康診査受診率については、全国、大阪府平均を上回っていますが、国目標の60%に向けて、引き続き、受診率向上に向けての取り組みを行っていきます。

外国語対応については、対象とする外国語の範囲等課題がありますが、今後も対応について検討していきます。健診に関する窓口対応においては、イラストと外国語を併記して相談内容を把握するためのコミュニケーションボードや翻訳機を導入し、外国人の方からの相談対応の一助となる手段を講じています。

がん検診の受診率については、「第3次健康都市いづみ21計画」や「和泉市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置づけ、目標値を設定し、受診率向上に努めています。また、がん検診受診率についても分析、評価を行っています。

受診率向上に有効とされている「個別勧奨」については、内容を充実させた資料を作成し、周知・啓発に努めているほか、乳がん検診の土・日集團検診を拡大実施しています。

外国人の対応については、窓口にポケトークを導入することで、複数の言語に対応し、意思疎通を図っています。

- ② 大阪府の第3次歯科口腔保健計画は、「学校保健以降、市町村で行われている歯科健診の受診対象年齢が限定されていることから、定期的な歯科健診を受ける機会が少ない」と指摘している。歯科健診の受診対象年齢を限定せず、住民がかかりやすい医療機関で受診できるようにすること。在宅患者・障害者など歯科健診の機会が少ない住民の歯科健診を保障すること。特定健診の項目に「歯科健診」を追加すること。

【回答】

市では、歯と口腔の健康について、「第3次健康都市いづみ21計画」の健康分野の一つに位置づけるとともに、「第3次和泉市食育推進計画」の推進のために取り組むべき施策の一つとして位置づけ生涯にわたって健康な生活が送れるよう、子どもの頃からのむし歯予防や青年期以降の歯と口腔の健康づくり等ライフステージに応じた取り組みを推進しています。

市民が「歯科検診」を受ける機会としては、20歳から5年ごとに受けられる歯周病検診や妊婦歯科健診を実施しており、がん検診の受診勧奨と合わせた個別勧奨や各種事業を活用した周知啓発に努め、受診率向上を図っています。

6. 介護保険・高齢者施策

- ① 第9期の介護保険料は、高齢者の負担の限界を超えた過大な額となっているので介護保険料を一般会計繰入によって引き下げる。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立てている市町村にあっては、取り崩して保険料引下げを行うこと。また、国に対し国庫負担引き上げによる保険料基準額の引き下げを求める。

【回答】

介護給付費準備基金については第9期においても全額を取り崩し、保険料上昇の抑制に努めました。

- ② 非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、年収150万円以下（単身の場合）は介護保険料を免除すること。

【回答】

公費投入による低所得保険料軽減や減免制度等を活用し被保険者の負担軽減に努めます。

- ③ 介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置（補足給付）、自治体独自の軽減措置を行うこと。

【回答】

現時点では、従来の国の制度である特定入所者介護サービス費や高額介護サービス費、社会福祉法人利用者負担軽減制度等を活用し、利用者の負担軽減を図っていきます。

- ④ 総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）について
イ、利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来（介

護予防訪問介護・介護予防通所介護)相当サービス」を利用できるようにし、従来相当サービスの利用を抑制しないこと。また、新規・更新者とも要介護(要支援)認定を勧奨し、認定申請を抑制しないこと。

【回答】

すべての要支援者が従来相当サービスを受けることができます。また、新規・更新者ともに要介護(要支援)認定を受けることが可能です。

ロ、総合事業(介護予防・日常生活支援サービス事業)の対象を要介護1～5認定者の拡大しないこと。

【回答】

現状、要介護者への拡大は予定していません。

ハ、「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員(介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者)が、サービスを提供した場合は、従来の額を保障すること。

【回答】

訪問型サービスについては、従来の額によるサービスとしています。

ニ、いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした運用を行わないこと。

【回答】

利用者にとって自立した生活を実現することを目的に「自立支援型地域ケア会議」等を行っています。

⑤ 保険者機能強化推進交付金等については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込みず、必要な介護サービスが受けられるようすること。

【回答】

自立支援・重度化防止を目標に適切な介護サービスが受けられるよう支援します。

⑥ 介護現場の人手不足を解消するため、東京都のように自治体として独自に処遇改善助成金を制度化し、全額労働者の賃金として支払われる措置を講じること。国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めるこ。

【回答】

国の動向を注視していきます。

⑦ 入所待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

【回答】

第9期計画においては、市の施設待機者の状況や要介護認定者の増加等、実情を考慮し、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 29床及び特別養護老人ホーム 10床を整備するものとします。

- ⑧ 次期介護保険見直しの検討課題とされている「2割負担等の対象拡大」「ケアマネジメント有料化」「要介護1,2の生活援助等の保険給付外し・総合事業移行」など負担増とサービス切捨てを中止するよう国に働きかけること。

【回答】

国の動向を注視していきます。

- ⑨ 高齢者の熱中症予防対策を抜本的に強化すること。実態調査を実施するとともに、高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策（クーラーを動かすなど）ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPOなどによりかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的な施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。とくに、高齢者が「経済的な理由」でクーラーが利用できない事態とならないように緊急に電気料補助制度をつくること。

【回答】

熱中症予防声かけプロジェクト（環境省が後援）に関する熱中症対策アドバイザー養成講座を地域包括支援センターの保健師等が中心に受講し熱中症アドバイザーとして熱中症対策の普及・啓発に努めています。

また、総合事業では、おたがいさまサポーターの活動メニューに散歩や概ね1時間以内のちょっとしたお出かけに付き添う「おでかけ応援」を展開しており、こちらを用いて近隣の公共施設へ行くことが可能となります。

低額な年金生活者へのクーラー導入費用や電気料金に対する補助制度実施については、現時点では、予定していません。

- ⑩ 介護保険被保険者証のマイナンバーカード化は高齢者及び関係者に多大な負担と混乱をもたらし個人情報の漏洩などの危険性があるため導入しないように国に意見をあげること。

【回答】

国の動向を注視していきます。

- ⑪ 軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度を実施すること。

【回答】

現時点では、制度実施の予定はありません。

- ⑫ 新型コロナワクチン接種費用への公費助成を実施するとともに、介護施設・事業所へのコロナ検

査キット等の配布を行うこと。

【回答】

新型コロナワクチンの定期接種対象者に対しては公費助成を行い、自己負担額 3,000 円で接種できるよう準備を進めています。なお、介護施設・事業所へのコロナ検査キットの配布は予定していません。

- ⑬ 2022 年 10 月より 75 歳以上の医療費が 2 割化され、「2 割化」の影響による「受診控え」が起きている調査結果も出されている。大阪府は 2021 年 3 月をもって老人医療費助成制度を廃止したが、高齢者の命と健康を守る上で、高齢者を広く対象にした助成制度の創設を強く求める。

【回答】

現時点では、制度創設の予定はありません。

- ⑭ 帯状疱疹は 80 才までに 3 人に 1 人がかかる病気で、治った後に神経痛が残る場合がある。50 歳以上の人には帯状疱疹ワクチン接種が勧められており、90% 以上の発症予防率が報告されている。ワクチン接種公費助成を実施すること。

【回答】

予防接種の効果や緊急性、費用対効果などを総合的に勘案し、現時点では定期接種化に向けた国への動向を注視していきます。

7. 障がい福祉「65 歳問題」と重度障害者医療

- ① 障害者総合支援法 7 条は二重給付の調整規定であり、介護保険法 27 条 8 項の規定（要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと）との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないという法的論拠に基づき運用を行うこと。

【回答】

高齢障がい者に対する介護保険サービスと障がい福祉サービスについては、介護保険サービス優先の考え方を基本とし、個々の状況や申請等に応じて本人が必要なサービスを切れ目なく利用できるよう対応しています。

- ② 日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下（打ち切り）は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。

【回答】

市では、65 歳到達の 1 年前より介護保険制度に関する説明を行い、以降、訪問による説明や要介護認定手続き等の支援を行っています。基本的には介護保険サービスを利用するよう勧奨を行っていますが、個々の状況等を踏まえ、引き続き障がい福祉サービスの支給決定を行っていきます。

- ③ 介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けている場合はこれを撤廃し、2007年初出「適用関係通知」・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」(令和5年6月30日)等で厚生労働省が示す基準にもとづく運用を行うこと。

【回答】

支給決定上の基準等は設けていますが、厚生労働省通知の趣旨を踏まえ、個々の状況等に応じた障がい福祉サービスの支給決定等を行っています。

- ④ 介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎず、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、自治体のHPや障害者のしおりなどに正確に記述すること。

【回答】

市では、65歳到達の1年前より介護保険制度に関する説明を行い、以降、訪問による説明や要介護認定手続き等の支援を行っており、その際に、障がい福祉サービス固有のサービス等も含め、障がい福祉サービスの利用に関する説明を丁寧に行ってています。

- ⑤ 介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用する場合においては、現行通りの基準を適用するよう国に求めること

【回答】

65歳以上に関わらず、障がい福祉サービスの支給量に関する基準は国より明確に示されているものではありません。以前より障がい福祉サービスの支給量等に関する基準については、国に対して明確化するよう要望しているところです。

- ⑥ 介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しつつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること

【回答】

国が示す「国庫負担基準単位」において、すでに基準が設けられています。

- ⑦ 障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援1、2となった場合、総合事業における実施にあっては障害者に理解のある有資格者が派遣されること。

【回答】

市では従来相当サービスが利用できます。地域包括支援センターや担当ケアマネジャーと相談の上、事業所を選択し、サービスを利用してください。

- ⑧ 障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。

【回答】

市町村民税非課税世帯については、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスについて負担上限月額は0円で、介護保険法に基づく介護保険制度については、1割負担となっています。

- ⑨ 2018年4月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。

【回答】

大阪府の補助制度として運営しており、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設は困難です。

8. 生活保護

- ① コロナ禍の中においても生活保護申請数、決定数が伸び悩んでいる。特に申請を躊躇わせる要因となっている意味のない「扶養照会」は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。

【回答】

扶養照会については、「扶養義務の履行が期待できない」と判断される扶養義務者には実施しない等、厚生労働省からの通知に則った対応を実施しています。

また、生活保護申請の意思を表明された場合については、生活保護制度の説明を十分行うとともに、申請を受理しています。

- ② 大阪府および18市町村で実施された「令和5年度子どもの生活実態調査」においても困窮度Ⅰ世帯での生活保護受給率の低さが指摘されている。各自治体においては、寝屋川市などが作成されている「生活保護は権利です」という住民向けポスターを作成し申請・利用のハードルを下げ、必要な人が使える制度にする工夫をすること。

札幌市生活保護ポスター

<https://www.city.sapporo.jp/fukushi-guide/documents/hogoposter.pdf>

寝屋川市生活保護チラシ [hogoshinseisodan.pdf \(city.neyagawa.osaka.jp\)](#)

枚方市生活保護ホームページ <https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000007864.html>

【回答】

生活保護に関するポスター作成・掲示や市広報紙等による周知啓発については、近隣他市の動向も鑑みつつ、情報収集していきます。

- ③ ケースワーカーは「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視し、生活保護手帳・問答集の内容を踏まえた生活保護行政を実施すること。保護費の決定通知書には何がどれだけ支払われているのかなど内訳が誰が読んでもわかるものとすること。

【回答】

ケースワーカーは社会福祉法により社会福祉主事であることが定められており、資格を有しない職員が生活保護担当課に配置された場合は随時資格取得を行っています。

また、会計年度任用職員を配置し、ケースワーカーの負担軽減を図り本来業務が滞らないよう

努めています。

研修については、査察指導員などによるOJTはもとより、研修機関等の外部の研修に積極的に参加するとともに、その成果を内部で共有するなど、職員のレベルアップを図っています。

決定通知書については、詳細な内訳を記載し、分かり易いものとしています。

- ④ シングルマザーや独身女性の担当は必ず女性ケースワーカーとし家庭訪問も必ず女性ケースワーカーが行くこと。そうでなければ人権侵害・ハラスメントがおこる危険性があることを認識すること。

【回答】

シングルマザーや単身女性の担当を性別で分けることはしていません。ただし、シングルマザーや単身女性の家庭訪問には、ケースワーカーが男性の場合は、できる限り女性職員を同行するようにしています。

- ⑤ 自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく、必要な情報を正しく解説したものとすること。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「てびき」の内容を確認しますので、必ず作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)

【回答】

「しおり」については、法改正等により内容変更が必要となった場合は、わかりやすい表現に配慮し改善しています。

生活保護制度は、相談者等の状況を十分に把握した上で、当制度や他法他施策等の説明を十分行う必要があるため、常時配架とせず相談者等と面談の際に「しおり」や生活保護申請書を手渡しています。

- ⑥ 警察官OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

【回答】

現在、生活福祉課には、警察官OBの配置は行っていません。「適正化」ホットラインについては、開設等の予定はありません。

- ⑦ 物価高により低い生活保護基準では暮せない人が続出している。国に対して物価上昇に見合った最低生活費とするよう要望すること。

【回答】

最低生活費については、5年に1度見直しが行われ、令和5年10月に1人当たり月額1,000円を加算する改正が行われたことから、国への要望は予定していません。

- ⑧ 住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成27年4月14日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。

【回答】

特別基準額の支給については世帯状況、地域事情を厳正に検討の上、対応しています。

- ⑨ 医療抑制につながる医療費の一部負担の導入と、ジェネリック医薬品の使用の義務化、調剤薬局の限定は実施しないよう国に求めること。

【回答】

医療費の一部負担の導入やジェネリック医薬品の使用義務化などを実施しないことについて、国に対し要望は予定していません。

- ⑩ 国に対し、大学生、専門学生の世帯分離は、あくまで世帯の意思を尊重することを国に要望すること。

【回答】

世帯分離をしている世帯については、生活保護法に則り保護の実施をしており、その取扱いについて、国への要望は予定していません。

9. 防災関係

- ① 災害時の避難所である小学校・中学校の体育館、公的施設の冷暖房、および全てのトイレの洋式化をすみやかに実施すること。

【回答】

学校体育館への空調整備については、中学校に引き続き、小学校においても、令和6～7年度に整備を進めていきます。また、トイレ洋式化の整備については、今後の校舎大規模改修工事において計画的に進めるほか、必要に応じて適宜、修繕を行うなど、教育環境の充実に努めています。

- ② 能登半島地震の状況を踏まえ、スフィア基準(被災者の権利と被災者支援の最低基準を定めた国際基準)に照らし避難計画を見直すこと。

【回答】

市では、大阪府地域防災計画において示されている備蓄方針に沿って、また市の実情に応じて救援物資を備蓄しています。能登半島地震の際に問題となった点（トイレの数量不足、衛生面等）を踏まえて、本年6月の大阪府の備蓄方針の改定に伴い、市も方針に沿う形で備蓄し、避難所生活のQOL向上に資するよう取り組んでいきます。

- ③ 高層住宅が増えてきている。高齢者、障がい者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。

【回答】

市では、災害発生時に自力で避難することが難しい高齢者や障がい者などの被害を地域の助け合いによって減らそうとする避難行動要支援者支援事業を推進しています。町会・自治会、民生

委員・児童委員、校区社会福祉協議会といった地域の支援者とともに地域の避難支援体制の構築に取り組んでいます。また、毎年7月に地域の支援者に向けた事業説明会を開催し、事業に対する理解を深めるとともに、地域の避難支援体制構築に向けた啓発を行っています。

2024年自治体キャラバン行動 和泉社保協要望書

1. 堺市で実施され、高齢者のお出かけ支援施策としての有効性が実証済みの「お出かけ応援（100円）バス制度」を和泉市でも実施してください。昨年度にいただいた「回答」における「財源の確保が難しいため、また南海バスではバスのシステムを2016年に入替し、15～20年以上稼働することからも」との理由については科学的合理性に欠けることを、昨年の懇談時にすでに指摘させていただいております。特に、先般、南海バスが大幅減便されるなど、市内公共交通が「住民の福祉の向上」の原則から大きくかけ離れたものになってしまった現状において、バス利用者数の向上という面からも、公共交通の運営基盤を支えることに直接貢献する施策といえます。

【回答】

今年度より交通機関以外でも、高齢者の外出、社会参加のきっかけとなるよう、和泉シティプラザでのイベントや、一部の地域ですが、デマンド型乗合バスでの利用も出来るよう、利用方法の拡充を行いました。おでかけ支援チケットの利用率も年々増加しており、現状「お出かけ応援（100円）バス制度」については実施する予定はありません。

2. 学生応援フードバンクプロジェクトが桃山学院大学の学生ボランティアが中心となって継続実施されています。来場者の増加により、食品・物品準備量（市民からの寄付による）の確保に苦労されています。桃山学院大学の学生支援は、和泉市の「知」の向上に直接つながります。災害備蓄食品更新時の備蓄解除品の提供に加えて、会場提供を含めた公的支援の強化に取り組んでください。

【回答】

市の備蓄食料は期限が切れる前に訓練で使用したいと要望があった町会・自治会や、こども食堂等に配布しています。学生応援フードプロジェクトでの必要数量やタイミングが合い提供可能であれば提供します。

3. 「無料低額診療事業」に参加する市内事業者の拡充、および事業者に関する情報が市のホームページで完結するように、利用希望者への利便性の向上に取り組んでください。

【回答】

大阪府ホームページへの案内に加えて和泉市内の無料低額診療事業実施施設に関する情報を市ホームページに掲載します。

4. 気候危機の回避は私たちの生存に関わる喫緊の課題です。地方行政がすぐに取り組める課題の一つが、資源ゴミ・非生分解性プラスチックの完全回収と再利用システムの整備です。現行の関連法令を基準とするのは、行政として最低限の施策に過ぎません。「初任給日本一」の実績をこの分野でも活かし、先進自治体を越える「日本一」の施策に取り組んでください。

【回答】

市では、「飲料用ペットボトル」、「ペットボトルのキャップ」、「プラスチックボトル」、「食品トレイ（発泡スチロール）」、「卵パック」の5品目を「新分別」として収集し、リサイクルに努めています。

令和4年4月1日に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」では、プラスチック製の商品等の使用済プラスチックをリユース・リサイクル等により有効利用することが定められています。あらゆるプラスチックをより効率的にリユース・リサイクルしていくためには、国が認定するプラスチックの選別及びリサイクル事業者への効率的な搬入方法や市民に分かりやすい分別方法等を十分に検討する必要があるため、国及び先進自治体の情報を収集のうえ取り組んでい

きたいと考えています。

5. 大栄環境が、テクノステージに既設の産廃焼却炉を建て替え、忠岡町にも新規巨大産廃施設を建設する計画を進めています。2つの事業が実施された場合、環境汚染による住民生活への深刻な影響が危惧されることが専門家からも指摘されています。また事業内容そのものが地元市民に周知されないまま計画が業者と行政により進められていること自体が住民自治の原則からの根本的逸脱になっています。大栄環境による当該事業に関して、環境保全と住民自治の原則に沿った行政の対応に取り組んでください。

【回答】

大栄環境株式会社による産業廃棄物焼却施設の整備事業（和泉エネルギープラザ整備事業）については、現在大阪府環境影響評価条例に基づく環境アセスメントが行われており、事業者より、近隣住民を対象とした説明会や公聴会の実施、事業実施に係る方法書や準備書の縦覧が行われてきたところです。当該事務を所管する大阪府が主体となって、法令に基づく適切な助言・指導等を行っていますが、市としても市域の生活環境の保全のため、今後の動向について引き続き注視していきます。

6. 日本国憲法の理念と地方自治の本旨に基づき住民福祉を増進する行政を回復することが求められています。市の行政の様々な分野における行き過ぎた「民の活力導入」神話を是正し、公の責務を果たす行政への転換に取り組んで下さい。また、その基盤の一つとなる日本国憲法の理念と地方自治の本旨に関する新任職員研修等の徹底に取り組んでください。

【回答】

市では、第5次総合計画の重点施策の一つとして「支えあい・協働の促進」を掲げており、市・市民・関係団体・企業等の協働によるまちづくりを推進しています。

今後も、市の責務を果たしつつ民間活力も活用しながら、第5次総合計画に掲げる将来都市像「未来に躍進！活力と賑わいあふれるスマイル都市」の実現に向けて、取り組んでいきたいと考えています。

また、新任研修を受講する前に、「日本国憲法を尊重することや地方自治の本旨を体し全体の奉仕者として誠実・公正に職務遂行すること」の服務宣誓を行わせることで、公務員としての自覚と法令遵守に関する意識の徹底を図っています。